

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が2017年（平成29年）7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても核兵器または核爆発装置を配備すること」を禁止している。2017年（平成29年）9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、12月10日には2017年のノーベル平和賞を国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）に授与した。

平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶へのおおきな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」、「核兵器保有国を含むすべての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決した。

泉南市は、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を強く望み、1984年（昭和59年）に非核平和都市を宣言した。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に調印することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

泉南市議会

採決結果
平成30年9月28日 原案否決